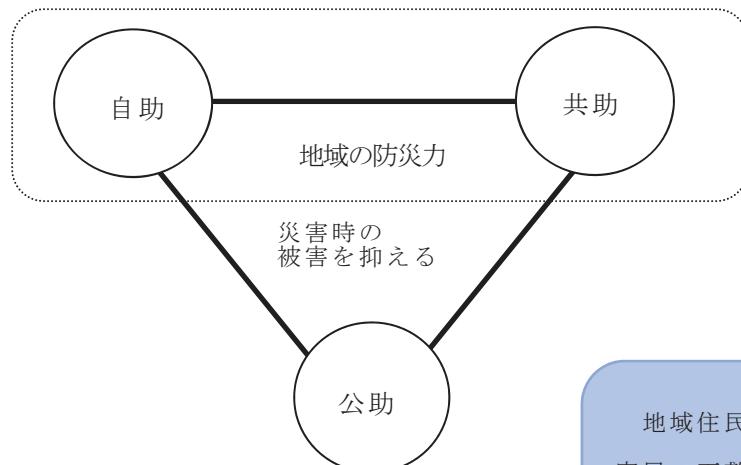


第Ⅰ章　自主防災組織について

第1節　自主防災組織の必要性

近い将来発生すると予測されている南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要です。

そのためにも、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができます。そのために、地域の住民が相互に助け合い、自分たちの地域は自分たちで守ることを目指す、共助の要である自主防災組織は非常に重要な役割を担っています。



平成26年度 広報ぼうさい

[前のページ](#)

地域住民の助け合いにより、壊家屋の下敷きとなつた方がいたものの犠牲者を出すことはありませんでした。

Disaster Management News—防災の動き

長野県北部地震における白馬村神城堀之内地区における地域住民が中心となった救助・避難活動について～日常からの共助の取り組み～

長野県北部地震

平成26年11月22日22時8分頃、長野県北部を震源とするマグネチュード6.7 最大震度6弱の長野県北部地震が発生しました。地震の激しい揺れにより長野県では全壊家屋50棟、半壊家屋91棟、負傷者46名の被害がありました。地域住民の助け合いによる救助活動の取り組みにより、倒壊家屋の下敷きとなつた方がいたものの犠牲者を出すことはありませんでした。



白馬村堀之内地区・被災後の航空写真



被災地における倒壊した家屋

発災当日の対応

発災直後、白馬村神城堀之内地区では、鎌倉区長をはじめ地域住民や消防団の方が協力しあい警察や消防による活動を待たずに、地区内を巡回するとともに、それぞれが倒壊家屋の下敷きとなつた方の救助活動や、高齢の方などに対する避難支援などをに行っていました。救出にあたつては、住民が日常使用する薪割り用チェーンソーやタイヤ交換に使う大型シャンクなどを使うケースもあり、手分けをしながら救出を行いました。また、晚秋の夜間でかつ停電していたことから地区内の避難所の暖房器具が使用できない状況であったため、鎌倉区長からの要請を受けて白馬村役場が速やかにマイクロバスや暖房のある避難施設を手配したため、深夜までには高齢の方は暖の取れる場所へ避難することができました。

第2節　自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害に備え、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の危険箇所の把握、防災設備・機器類等の点検・備蓄の整備、防災訓練の実施などを行っていただく組織です。

また、災害時には、地域住民の安全の確保のため、情報収集や初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営といった非常に重要な役割を担っています。



第3節 自主防災組織の運営等

1 規約の確認

- ①自主防災組織には、自治会単位や、コミュニティ協議会、小学校区等を単位として結成されたさまざまな規模の組織があります。(以下「単位自主防災組織」という。)
- ②また、コミュニティ協議会や小学校区等をエリアとして、①の単位自主防災組織を統合し運営する組織があります。(以下「自主防災組織連絡協議会等」という。)
- ③ご自身の自主防災組織には、組織の規約はありますか。
- ④もし、規約が作成されていない場合は、事例を参考に作成し、地域住民の合意を得て定めてください。地域住民への防災知識の普及啓発活動にもなります。

(単位自主防災組織会規約(例))

○○町(自治会・校区)自主防災組織規約

自主防災組織規約例

第1条 この会は、○○町自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は○○とする。
- (2) 災害時は○○とする。

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条 本会は、○○町内にある世帯をもって構成する。

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)防災委員 | 若干名 |
| (4)班長 | 若干名 |
| (5)監査役 | 2名 |

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

第8条本会に、総会及び幹事会を置く。

第9条総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1)規約の改正に関すること。
- (2)防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3)事業計画に関すること。
- (4)予算及び決算に関すること。
- (5)その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

第10条幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1)総会に提出すべきこと。
- (2)総会により委任されたこと。
- (3)その他幹事会が特に必要と認めたこと。

第11条本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2)防災知識の普及に関すること。
- (3)災害危険の把握に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6)その他必要な事項

第12条本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

第13条本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第14条会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

この規約は、○年○月○日から実施する。

(自主防災組織連絡協議会規約(例))

〇〇地区自主防災組織連絡協議会規約

第1条 この会は、〇〇地区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務局を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇地区にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第9条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事項。
- (2) 事業計画に関する事項。

- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第 10 条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事が特に必要と認めたこと。

(会費)

第 11 条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 12 条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則 この規約は、○年○月○日から実施する。

2 運営本部と役割分担

- ①運営本部がどこにおかれ、役員がどこの誰かを把握しましょう。
- ②自主防災組織が機能するために、会長が役員や地域の方の協力を得て、地域一丸となつて組織運営に当たってください。
- ③本部をどこに設置し、いざという時に活動できるよう、電源、通信設備、各種マニュアル等を用意しておくことが必要です。
- ④消火班、避難誘導班等の各班員は、災害時、自ら何をすべきなのか、マニュアル等により理解しておかないと、いざという時に機能しません。役員の位置づけや各班の機能を理解してもらい、事前の訓練などをしましよう。



3 各種マニュアルの作成

(1) 自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアル

災害が発生した際、本部をどこに設置し、本部がどのように行動するかを記載した自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアルは、役員等が異動になった場合でも、後任者が理解し、行動するためのものもあります。

自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアルが作成されているか確認しましょう。作成されていない自主防災会では、事例を参考に作成してください。

(2) 各班活動マニュアル

せっかく組織した自主防災組織も、災害時に闇雲に活動しては、二次災害を招くおそれもあります。

地域の実情、人員を考慮し、マニュアルを作成してください。また、すでに作成している自主防災組織においては、訓練の成果等も踏まえたマニュアルの修正が行われているか、確認してください。

(3) 避難所運営マニュアル

災害時に開設される避難所には、多くの地域住民の方々が避難されます。特に、大規模地震の発生では、電気や水道などのライフラインにも大きな支障が発生し、自宅での生活が困難になります。そのような場合、避難所運営の中心となる自主防災組織には、適切に判断、行動していただくことが重要となります。そのためにも、事前にマニュアルを作成し、「いざという時、何をすればいいのか、どこに連絡を取ればいいのか」を決めてください。